

目立つところへ お貼り下さい

那覇市立石嶺小学校
那覇市立石嶺幼稚園

「暴風警報発令時・解除の対応について」 本校・本園では台風時の扱いを次のようにします

1, 「暴風警報」が発令された場合は、臨時休業です。

- (1) 朝から「暴風警報」が発令されている場合は、臨時休校です。
- (2) 授業中に「暴風警報」が発令された場合は、安全の確保を図りながら速やかに帰宅させます。

2, 正午までに「暴風警報」が解除になった場合は、登校します。

但し、本校では次のようにします。

- (1) 午前10時までに解除になった場合は、解除されて1時間以内にすみやかに登校させて下さい。

《例：午前9時30分に暴風警報が解除になった場合は、午前10時30分までに登校》

- (2) 午前10時から12時までに解除になった場合は、昼食をすませて午後1時までに登校させて下さい。
- (3) 12時を過ぎて解除になった場合は、そのまま休校です。

* 7時までに解除になった場合は給食の準備ができます。
それ以後に解除になった場合は給食はありません。

3, 「暴風警報」の発令は、どうしたらわかる？

「暴風警報」が発令されたかどうかは、テレビやラジオ等で報道がありま

す。

また、本県ではマスコミ・気象台の協力を得て「警報発令」後に「臨時休校」のお知らせを流すことになっています。休校かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。休校に関するテロップは、警報発令より遅れることがありますが、暴風警報が発令されたら、「臨時休校のお知らせ」が流れなくてもお休みです。

* 「暴風警報」は台風の暴風域に入らなくても出されることが多いです。また、暴風域をぬけてもすぐには解除にならないこともあります。

4, お願い

このお知らせは、目立つところに貼り、台風時に利用して下さい。
台風で休校の場合は、自宅で学習させて下さい。決して外で遊ばないようにして下さい。